

令和6年度「ラーメン県そば王国やまがたフェスタ」企画運営業務委託  
基本仕様書

1 業務委託名 令和6年度「ラーメン県そば王国やまがたフェスタ」企画運営業務

2 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

山形県を代表する食文化かつ重要な観光資源である地域毎・季節毎に特色のあるラーメン・そばを活用した観光PRの一環として、県内のラーメン・そば店舗が一堂に会す食のイベント実施を通じて、本県のラーメン・そばの魅力を広く情報発信するとともに、本県への観光誘客及び周遊の促進を図る。

4 イベントの概要

(1) イベント名称

ラーメン県そば王国やまがたフェスタ

(2) 会場

山形県総合文化芸術館 イベント広場（A-1、A-2、B）

（所在地：山形市双葉町1-2-38）

※イベント広場の使用イメージは、別紙のとおり。

(3) 日時

- ・会場準備・設営 令和6年12月6日（金）午前9時から午後9時まで
- ・イベント実施 令和6年12月7日（土）午前10時から午後4時まで
- ・撤収予備日 令和6年12月8日（日）

※排水処理に係る作業等、上記日程で業者対応が困難な場合は、令和6年12月9日（月）も予備日に含める。

※イベント広場A-1は、12月9日（月）は使用不可であるため、注意すること。

※上記日時に係る会場使用の仮申請は、県において実施済。

(4) 来場者数想定

4,000名

5 業務内容

(1) イベントの開催

- ① ラーメン及びそばの販売

会場内に県内4地域の特色あるラーメン及びそばの出展・販売を行うエリアを設ける

ア) 出展者の募集及び取りまとめ

- ・発注者と連携して、本イベントでのラーメン及びそばの出展者の募集及び取りまとめを行う。
- ・出展者数は、ブース対応により8店舗程度を見込むこと。
- ・ラーメンについては、県内の特色あるラーメンをPRするため、可能な限り県内4地域それぞれからの出展者を見込むこと。
- ・販売品目及び販売価格は出展者が決定するが、来場者が複数店舗のラーメン及びそばを食べ比べできるように、販売品目1杯当たりの量や販売価格について、各店舗と調整して平準化を図る等工夫すること。なお、来場者数や販売杯数の増加につながる効果的な企画について提案することを妨げない。

イ) 会場設営及び撤去

- ・ブースにより8店舗程度が販売できるように、これに係る設備や備品を整備する。
- ・ブースでの販売については、1ブース当たり2間×3間のテント張りで、ブース毎に店名プレートを設置するとともに、山形市保健所から食品衛生法上の食品営業許可が得られるよう、給排水設備やシンク、ガス等の設備を整備する。

② 県産酒（クラフトビール）の販売

会場内に県産酒（クラフトビール）の販売を行うブースを設ける。

ア) 出展者の募集及び取りまとめ

- ・発注者と連携して、本イベントでの県産酒（クラフトビール）販売ブース出展者の募集及び取りまとめを行う。
- ・販売品目は出展者が決定するが、来場者数や販売数の増加につながる効果的な企画について提案することを妨げない。

イ) 会場設営及び撤去

- ・ブースの数は7程度とし、出展者の数に応じた大きさのテントを設置するとともに、ブース毎に店名プレートを設置する。

ウ) その他

- ・発注者としては、ラーメン・そばの販売・PRをメインとする本イベントの趣旨やラーメン・そばとの相性等を踏まえ、県産酒（クラフトビール）の7店舗程度の出展を想定するものであるが、受注者において本イベントの趣旨等を踏まえ、よりラーメン・そばとの相乗効果が期待できる提案が可能な場合は、県産酒（クラフトビール）の出展場所の全部又は一部を他の出展等に変える提案を行っても差し支えない。

③ ラーメン・そばPR企画の実施

会場内にステージ又はブースを設け、山形県のラーメン・そばのプロモーション及び

ファン拡大を目的としたPR企画を実施する。

- ・提案上限額の範囲内で企画内容を独自に提案し、その実施に向けて、発注者と連携しながら必要に応じて山形県麺類飲食生活衛生同業組合をはじめとする関係事業者との調整を行うこと。
- ・企画内容に調理行程を含む場合は、保健衛生上の問題が発生しないよう確認するとともに、必要な届出等の手続きを行うこと。
- ・なお、必須ではないが、山形県で別途運営するLINE公式アカウント「ラーメン県そば王国やまがたサポーターズクラブ」の友だち数や、山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」ほか県内市町村で運営するラーメン・そば関係のwebサイトの閲覧数の向上に資するものが望ましい。

④ ①～③のブースに係る備品の調達

- ・各ブースに必要な備品を調達する。（※必要な備品は下表のとおり想定しているが、必要に応じて他の備品も調達すること。）
- ・ラーメン及びそば販売ブースについては、山形市保健所から食品衛生法上の食品営業許可が得られるよう、必要に応じて下表以外の備品を調達する。なお、食品営業許可の申請手続きは各出展者で行うこととする。

ブース区分	1ブース当たりで必要な備品（想定）
ラーメン及びそば販売ブース	テーブル（180cm×45cm）
	椅子
	コンクリートブロック（コンロ用等）
	3連（3重）コンロ
	シンク
	電源ドラム
県産酒（クラフトビール）販売ブース	テーブル（180cm×45cm）
	椅子
	電源ドラム

⑤ 飲食スペースの設営

- ・会場内にテーブルを設置し、飲食スペースを概ね200人分確保する。
- ・雨天対応できるよう、テントも併せて設置する。

⑥ 音響設備の設置

- ・会場での全体連絡やBGMの放送に係る音響設備を設置する。併せて、BGMの音源も準備すること。

## ⑦ その他

- ・各出展内容がまとめられた看板を設置する。
- ・ごみ捨て場を設置し、ラーメン・そばの食べ残しも含め、適切にごみの収集、分別及び処理を行う。
- ・会場内に出る汚水の処理として、グリストラップ等を設置した上で、シンクと排水設備を管で直接接続して会場内の排水設備へ汚水を流す。なお、左記対応が困難な場合は、排水タンクを設置する等して処理すること。
- ・会場設営は、令和6年12月6日（金）午前9時から午後9時までの間で行う。
- ・会場撤去は、原則として令和6年12月7日（土）午後4時から午後9時までの間で行うが、やむを得ず左記期間内に完了しない場合は、翌日の12月8日（日）午前9時から午後5時までの間に作業する。また、排水処理に係る作業については、業者対応が困難な場合は、翌々日の令和6年12月9日（月）午前9時から午後5時までの間に作業する。
- ・会場申込（イベント広場トイレを含む。）及び会場使用料の支払は、受注者が行う。

## ⑧ 会場レイアウト図等の作成

- ・上記①から⑦までの内容を踏まえ、会場のレイアウト図を作成する。なお、レイアウト図の中には、各ブース、飲食スペース等のイメージ図を含む。
- ・なお、企画提案の際に、会場内の水道設備や周辺の汚水栓の状況を踏まえた、ラーメン及びそば販売ブースの給排水設備の対応計画を盛り込み、茹で汁の処理をはじめとした給排水対応に係る考えを示すこと。

## (2) 会場運営等

イベントの開催準備及び全体運営を行う。

### ① 警備・スタッフ配置

- ・想定する来場者数に対応できる警備、会場整理及び来場者の食事場所に係る計画を作成し、必要な人員を配置する。
- ・会場設営後からイベント開始まで、夜間警備員を配置する。
- ・他の来場者の通行に支障が生じる程度まで混雑しているブースが発生した場合、行列を整理し、他の来場者の動線を確保する。

### ② 音響操作

- ・会場に設置した音響設備の操作を行う。なお、用途が全体連絡及びBGMの放送であることから、簡易な操作のみで対応可能である場合、発注者側で操作する形とし、受注者側では操作の支援を行うだけでも差し支えない。

### ③ 清掃

- ・適宜、会場内（特に飲食スペース）の清掃を行う。

④ マニュアルの作成

- ・会場レイアウトやタイムスケジュール、各ブースの概要、急病者等対応、当日の運営体制等をまとめた会場運営に係るマニュアルを作成する。
- ・イベント当日の天候不良又は災害発生により、イベントを中止する場合の詳細な中止基準及びオペレーションについて、基本的な考え方を提案し、具体的な内容をマニュアルに盛り込む。

⑤ 消防計画の作成

- ・会場内で火器やガス等が使用されることを想定し、消防計画を作成する。

⑥ 説明会の実施

- ・ラーメン・そば出展者及び県産酒（クラフトビール）販売ブースの出展者に対して、事前説明会を実施する。なお、発注者との協議により、出展者に対して必要な資料の配布のみで足りると判断した場合は、この限りではない。

⑦ その他

- ・法令等に基づき、以下の許認可等の申請及び届出等を行う。ただし、食品衛生法上の食品営業許可申請、及び期限付酒類小売業免許の届出（申請）は、各出展者で行うこととする。
  - i) 火気使用器具等の使用に伴う、露店等の開設届出（管内の消防署）
  - ii) 会場の排水設備を利用した排水（汚水）処理の事前相談及び許可申請（山形市上下水道部業務課）
  - iii) （※必要に応じて、）道路上への案内看板設置に伴う、道路占有許可申請（村山総合支庁建設部建設総務課もしくは山形市都市整備部道路維持課）
  - iv) （※必要に応じて、）来場者の移動に伴い周辺道路の混雑が予想され、交通規制や誘導員の配置が必要となる場合の、管内の警察署への事前相談及び許可申請
  - v) その他、必要な許認可等の申請及び届出等

(3) 広報・PR

① チラシの作成・配布

- ・チラシ（A4判・両面）4,000部程度をデザイン・作成すること。なお、作成したチラシの各所への配布は発注者が行うこととする。
- ・チラシの電子データの全部又は一部（チラシを構成するイラスト・写真・テキスト等）は、ホームページへの掲載や発注者が増刷する場合があるため、発注者へ電子データを提供すること。

② その他、必要に応じて、SNS（LINE 公式アカウント「ラーメン県そば王国やまが

たサポーターズクラブ」を含む。)の活用を含む、県内及び県外における効果的な広報の実施

(4) アンケートの実施及び来場者数等の取りまとめ

- ・発注者と協議・役割分担の上、来場者に対してアンケートを実施するとともに、イベント終了後、来場者数及びアンケート結果を取りまとめる。
- ・また、出展者の実績（出展者毎の売上げ、提供杯数等。詳細は発注者と協議のこと。）について発注者に報告すること。ただし、契約期間中に受注者を經由して報告することが困難な場合は、各出展者から発注者に直接報告することでも差し支えない。この場合は、受注者が責任をもって報告方法や期限・報告先について各出展者に説明すること。

**6 工程管理**

イベント実施までのスケジュールを提案すること。

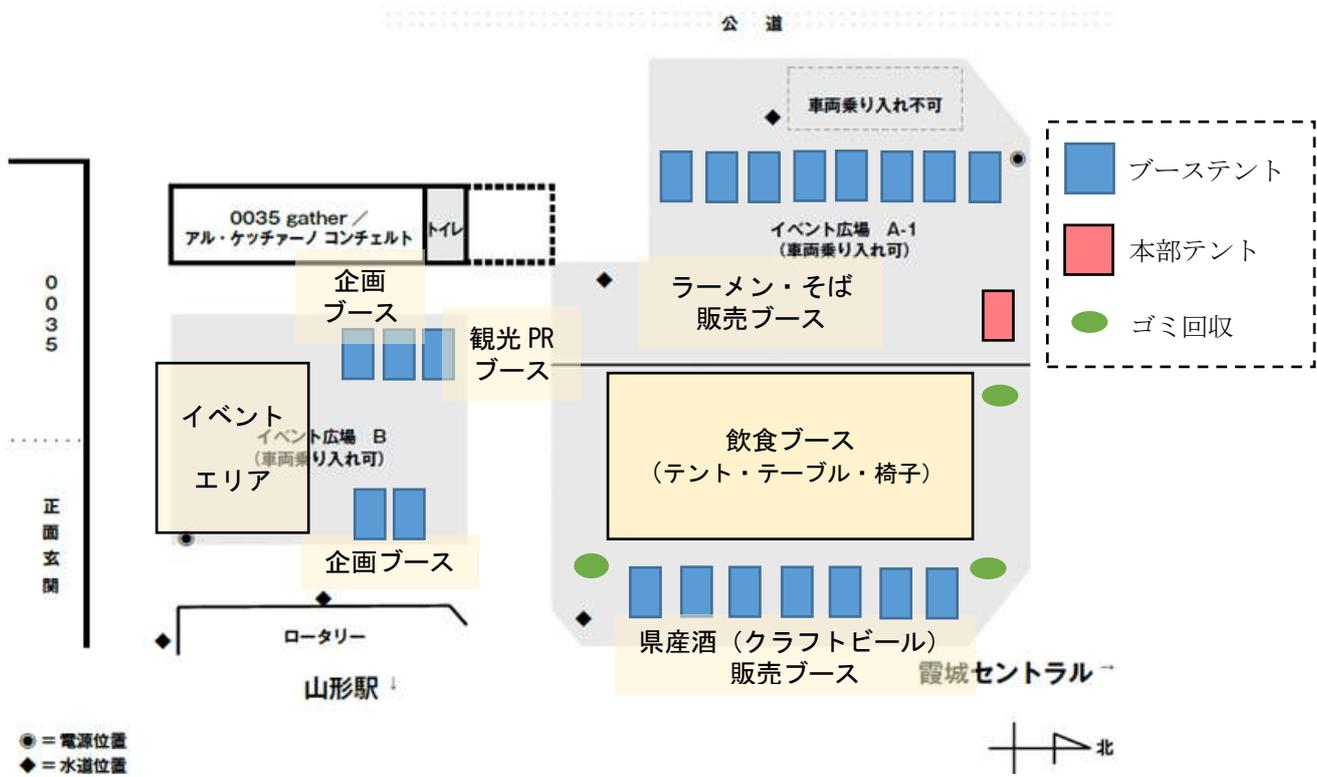
**7 成果品の提出**

上記5の業務内容について、実施報告書を作成し提出すること。

**8 委託業務遂行にあたっての留意事項**

- (1) 受注者は受託契約に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) チラシのデザインや会場レイアウト等については、発注者の確認を得てから校了すること。
- (3) この業務に関わる必要経費は原則受注者の負担とし、委託費の範囲内で実施すること。
- (4) 実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

「ラーメン県そば王国やまがたフェスタ」会場使用イメージ ※



※あくまでイメージ図であるため、これによらず、適切・効果的と考えられる各ブース等の企画・配置とすること。